

# 議会運営委員会

日時 令和4年5月19日(木)  
午前9時30分から  
場所 第1委員会室

## 1 開会

## 2 挨拶

## 3 議題

(1) 令和4年6月島田市議会定例会の会期幅について・・・・・・・・・・資料1

(2) 予定されている議案等について

### 【当局側の事項】

① 報告9件、補正予算3件、条例11件、一般3件 計26件

② 上記のほか、追加を予定している(可能性のある)議案等  
一般3件、人事3件 計6件

### 【議会側の事項】

① 特別委員会の設置1件、請願1件 計2件

② 静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙について・・・・・・・・・・資料2

③ 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について・・・・・・・・・・資料3

(3) 島田市議会議長及び副議長の選出等に係る今後の日程について

(4) 令和4年6月定例会以降の議会における感染対策について・・・・・・・・・・資料4

## 4 その他

(1) 低所得の子育て世帯及び住民税非課税世帯に対する特別給付金の支給に係る補正予算議案について

(2) 次回の議会運営委員会について

ア 日時 令和4年5月26日(木) 午前9時30分～

議題 ① 6月定例会の議案の取り扱いについて

② その他

イ 日時 令和4年5月26日(木) 全員協議会終了後

議題 予算・決算特別委員会の設置について

## 5 閉会

# 資料 1

令和4年5月19日 議会運営委員会

## 令和4年6月島田市議会定例会日程(案)

月日	曜日	会議内容	備考
5月19日	木	議会運営委員会 午前9時30分～	
5月26日	木	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全 員協議会 議員連絡会終了後、議会運営委員会 全員協議会終了後	議会招集告示(5/25)、議案 送付
5月30日	月		諸般通告締切り:正午、一般質問 通告事前提出:午後3時
6月1日	水		一般質問通告締切り:午後3 時
6月2日	木	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】午前9時30分～  会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の 常任委員会の審査・調査報告、予算・決算特別委員会の報告、 議会だより編集等に関する特別委員会の報告、議案上程・説 明、議会構成、予算・決算特別委員会の設置	
6月3日	金	休会	
6月4日	土	休会	
6月5日	日	休会	
6月6日	月	休会	
6月7日	火	休会	
6月8日	水	休会	
6月9日	木	休会	※常任委員・議運委員任期: R4.6.9まで
6月10日	金	休会(厚生教育常任委員会、経済建設常任委員会、総務生活常任委 員会)午前9時30分～、(議会運営委員会)常任委員会終了後	議案質疑通告締切 午後3時
6月11日	土	休会	
6月12日	日	休会	
6月13日	月	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
6月14日	火	【本会議(一般質問)】午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合)午前9時～)	
6月15日	水	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
6月16日	木	休会	
6月17日	金	【本会議(議案質疑)】午前9時30分～、予算・決算特別委員会全体会 議案質疑終了後	
6月18日	土	休会	
6月19日	日	休会	
6月20日	月	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会、常任委員会)午前9 時～、(予算・決算特別委員会経済建設分科会、常任委員会)午後1 時30分～	※時間内に終了しない場合 は、予備日(6月21日 午 後)で対応。
6月21日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会、常任委員会)午前9 時～、(予備日)	
6月22日	水	休会(予算・決算特別委員会全体会)午前9時30分～	討論通告締切 午後3時
6月23日	木	休会	
6月24日	金	休会	
6月25日	土	休会	
6月26日	日	休会	
6月27日	月	休会	
6月28日	火	休会	
6月29日	水	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
6月30日	木	【本会議(最終日)】午前9時30分～  委員長報告(休憩中質疑通告受付)→質疑→討論→採 決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

29日間

※予算・決算特別委員会については、令和3年度と同様に設置した場合の予定(案)

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。



## 静岡地方税滞納整理機構選挙長告示第1号

静岡地方税滞納整理機構規約（以下「規約」という。）による、静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行う。選挙すべき議員の数及び候補者の届出の受付開始日は、次のとおりとする。

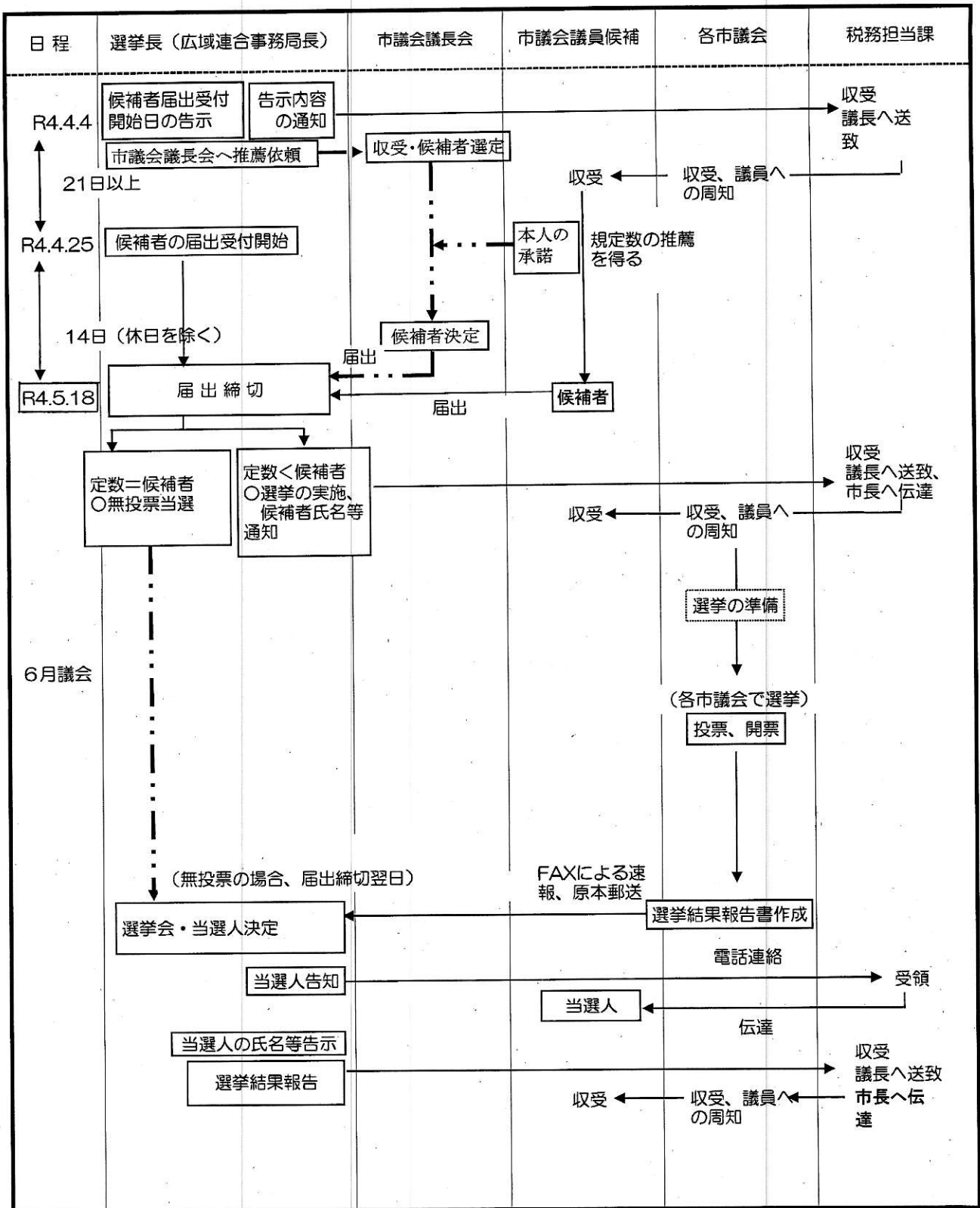
令和4年4月4日

静岡地方税滞納整理機構議会議員選挙選挙長 本橋 永久  
(静岡地方税滞納整理機構事務局長)



- 1 選挙すべき議員の数  
規約第8条第1項第4号の区分 2人
- 2 候補者の届出の受付開始日  
令和4年4月25日

○広域連合議会議員補充選挙日程 事務フロー図（市議会議員枠）





## 静岡県後期高齢者医療広域連合告示第7号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を次のとおり行う。

令和4年5月2日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 池田 佳 隆



## 1 選挙すべき議員の数

規約第7条第2項第1号（市長）の区分 2人

規約第7条第2項第2号（町長）の区分 2人

規約第7条第2項第3号（市議会議員）の区分 3人

## 2 候補者の届出の受付期間

令和4年5月18日（水）から24日（火）まで

ただし、静岡県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年2月2日条例第1号）第1条に規定する休日を除く

## 3 候補者の届出の受付時間

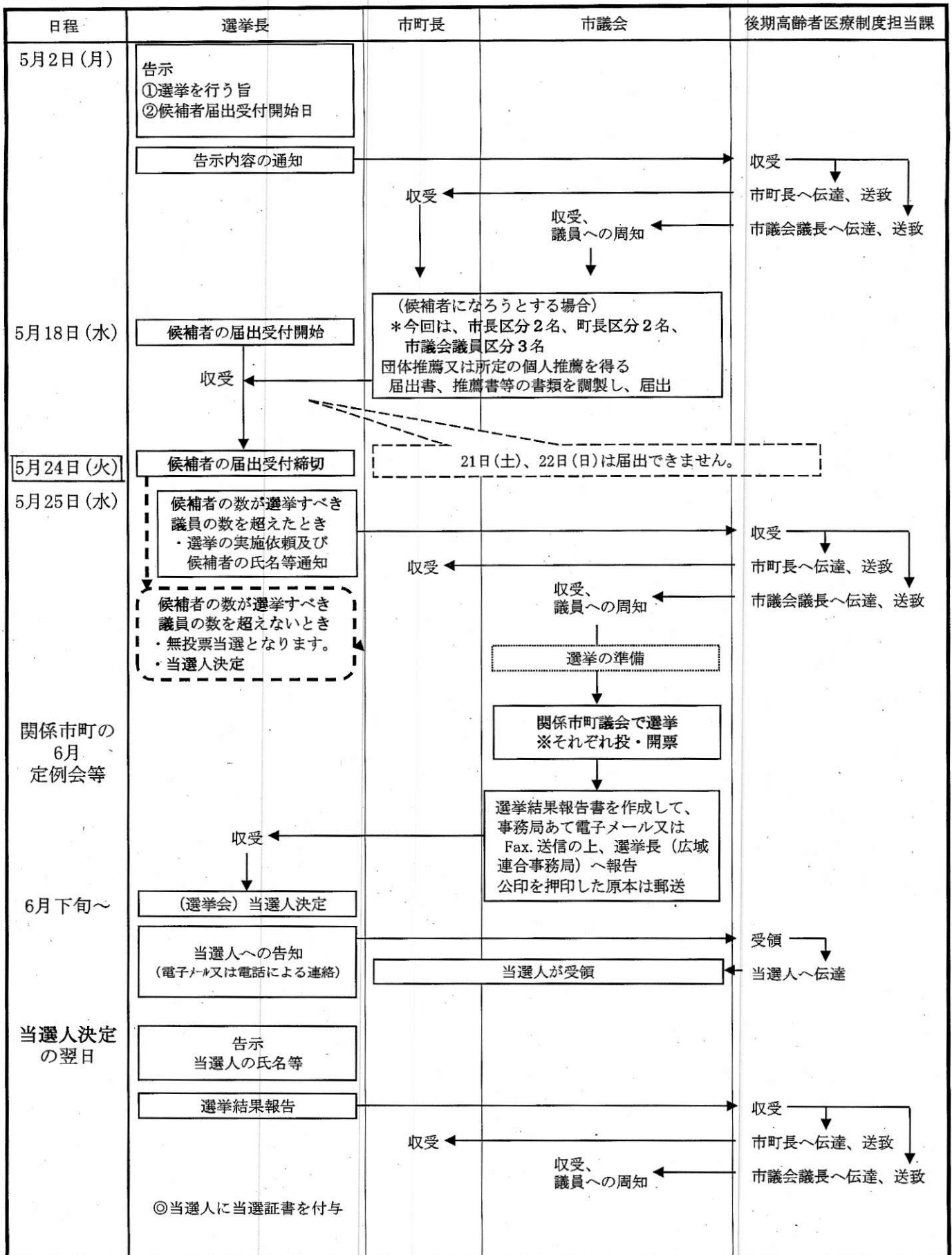
午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 候補者の届出の受付場所

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局

静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階

■ 広域連合議会議員選挙事務フロー図（令和4年5月2日告示広域連合議会議員選挙） ■



※ 「選挙すべき議員の数」 市長区分2名 町長区分2名 市議會議員区分3名

第121回静岡県市議会事務局長会議  
資料

令和3年10月15日(金)

## 議長会関係役員割り振り及び選任について

## ア 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の推薦について

各地区の推薦方法（平成 21 年 1 月 29 日第 136 回定期総会 改正）

○東部地区・・・原則として、議員定数の多い市から 3 市とする。（平成 21 年時点）

静岡 48、富士 36、沼津 28、三島 24、御殿場 23、富士宮・伊東・伊豆の国 22、裾野 21、熱海 17、伊豆 16、下田 14

○西部地区・・・浜松市は毎回推薦。

これまで就任回数が 0 回の藤枝市、菊川市、牧之原市を先に推薦し、その後、島田市から総務省市町村コード順とする。（平成 28 年 8 月 10 日西部地区局長会にて改正）

H29～31 浜松市、菊川市

H30～R2 牧之原市

R1～R3 浜松市、藤枝市

※推薦にあたり、両地区とも後期高齢者医療広域連合議員の就任期間中（2年）に市議会の改選を迎える市は、推薦対象から除外する。

## 最近の推薦状況

	H29～31	H30～R2	R1～R3	R2～R4	R3～R5	R4～R6 (予定)
東 部	富士宮		三 島		熱 海	
		御殿場		裾 野		(伊 豆)
		伊豆の国	伊豆の国※	伊東*		(静 岡)
西 部	浜 松		浜 松		浜 松	
	菊 川		藤 枝		湖 西	
		牧之原		焼 津		(島 田)

※R1～R3 の伊豆の国市は、連合議会議員の辞職に伴う推薦で、残任期間で R2 までの就任となる

\*R2～R4 の伊東市は、連合議会議員が R3.7.10 に逝去。現在は欠員となっている。

広域連合事務局から、今後、就任期間中（2年）に辞職等により欠員が生じ、団体推薦を依頼した場合に、対応できるよう準備いただきたい旨の依頼があった。そのため、欠員が生じた場合の取り決めに協議したいと考える。

＜案＞就任期間中（2年）に欠員が生じた時は、欠員となった市を再度推薦し、就任期間は前連合議会議員の残任期間とする。



## 1 本会議について

### (1) 一般質問

- ・コロナ感染拡大防止に配慮
- ・当局側との事前の打合せに当たっては、議員から事前に（事務局に連絡を入れ）委員会室等を予約するなどし、密を避けるようにすること。（これまでの対策どおり）

### (2) 傍聴の自粛等に係る取扱い

- ・一般傍聴について、これまでこの自粛をお願いし、議員による傍聴の呼びかけは行わないこととしていたが、この取扱いは行わない。

### (3) 議場内の感染対策

- ・議場南北の扉を開放する。 ※ただし廊下に衝立を設置
- ・一般質問の際の休憩は、午前1回、午後1回とする。
- ・マスクは原則着用とする。

## 2 委員会等における審査について

- ・都度、説明者の入れ替えを行う。（これまでの対策どおり）
- ・議員の傍聴はリモートで行う。（Teamsを利用）
- ・議員が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となった場合は、委員長の許可により当該者はリモートによる出席とする。

## 3 議員が新型コロナウイルスに感染した場合（濃厚接触者となった場合を含む。）の対応について

既に配布済みのフロー図に従って対応することとする。

## 4 その他

### (1) 昼食会場

- ・分散（第1委員会室、第2委員会室、議員控室、議長室）  
※2月定例会のイメージ（別途提示）

### (2) 一般質問の順番抽選

- ・これまで感染対策として議場で行うこととしていたが、第1委員会室で行うこととする。